

第1号訪問事業、第1号通所事業を実施する事業所における
申請・届出等書類の取り扱いについて

本来、居宅サービス（地域密着型通所介護にあつては地域密着型サービス）、介護予防サービス、第1号事業に係る指定更新申請、変更届出、廃止・休止届出及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出（以下「届出等」という。）については、添付書類を含め、サービス毎に個別に提出いただく必要があります。しかしながら、和歌山市域における各サービス事業については、各サービス事業者の指定権者がいずれも和歌山市であることから、また手続き事務の省力化を図る観点から、各サービスに関する届出等が一体的な内容である場合は、**重複する添付書類について省略できる**こととします。

※届出等について、提出用と事業所控えの2部を作成・提出いただく必要があることには変わりませんのでご注意ください。

例) 地域密着型通所介護、介護予防通所介護事業所、予防給付型通所サービス及び短時間型通所サービスの管理者を変更する場合に必要な書類

